

消費税の引上げに伴う地方消費税交付金(引上げ分)の財源充当について

(令和8年度予算)

引上げ分に係る地方消費税交付金は「消費税法第1条第2項に規定する経費(社会保障4経費)その他社会保障施策に要する経費に充てるものとする」とされていることから、以下の経費へ充当します。

(歳入)

・地方消費税交付金(社会保障財源化分) 174,300 千円

(歳出)

・社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 (単位:千円)

事業名		経費	財 源 内 訳				
			特定財源			一般財源	
			国県 支出金	町債	その他	社会保障 財源分の 市町村 交付金	その他
社会 福祉	障害者福祉事業	497,173	331,387	0	5,400	19,780	140,606
	高齢者福祉事業	84,875	512	0	10,459	9,115	64,789
	児童福祉事業	194,655	111,615	17,200	17,858	5,918	42,064
	母子福祉事業	1,355	0	0	0	167	1,188
	小 計	778,058	443,514	17,200	33,717	34,980	248,647
社会 保険	介護保険事業	464,305	20,106	0	7,902	53,810	382,487
	国民健康保険事業	145,322	54,247	0	0	11,233	79,842
	小 計	609,627	74,353	0	7,902	65,043	462,329
保健 衛生	高齢者医療事業	366,460	70,140	0	0	36,546	259,774
	病院事業	327,400	0	0	80,000	30,512	216,888
	疾病予防対策事業	66,198	3,259	0	6,274	6,989	49,676
	医療提供体制確保事業	1,865	0	0	0	230	1,635
	小 計	761,923	73,399	0	86,274	74,277	527,973
合 計		2,149,608	591,266	17,200	127,893	174,300	1,238,949